

建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書

アスベスト（石綿）を大量に使用したことによるアスベスト被害は、多くの労働者、国民に広がり、現在でも建物の改修、解体に伴うアスベストの飛散は続いている。また、東日本大震災で発生した大量の瓦れき処理についても、被害の拡大が心配されている。

欧米諸国では、製造業の従事者に多くの被害者が出ているのに比べ、日本では、建設業従事者に最大の被害者が生まれていることが特徴である。それは、アスベストのほとんどが建設資材として建設現場で使用され、また、国が建築基準法などで不燃化、耐火工法として、アスベストの使用を進めたことに大きな原因がある。

特に、建設業従事者は重層下請け構造のもとで多くの現場に従事することから、労災に認定されることにも困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の上乘せ補償もないのが実情である。

よって、国においては、建設業従事者のアスベスト被害者と遺族が生活できるよう救済するとともに、アスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちにとり、アスベスト問題の早期解決を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月19日

千葉県成田市議会